

鳥羽市男女共同参画審議会委員公募要領

1. 募集目的

鳥羽市では、男女が性別にかかわりなく個人として尊重され、この個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができるような男女共同参画社会を推進するため、法制度の改正に的確に対応し、基本計画の作成を行うほか、必要と認めた事項について調査及び審議を実施する。

このため、男女共同参画推進に関する幅広い分野からの意見を伺うため公募委員を募集する。

2. 募集資格 募集日現在で次のいずれにも該当すること。

- ① 鳥羽市内に住所を有する者
- ② 満20歳以上の者
- ③ 市の男女共同参画推進施策に关心があり、平日の日中に開催される会議に出席できるかた。

3. 募集人員 2名程度

4. 任期 令和8年2月1日～令和10年1月31日の2年間

5. 開催回数 年2回程度

6. 報酬 会議出席毎に、市の規定による報酬を支払う。

7. 提出書類 公募委員申込書（様式任意）に住所、氏名、電話番号、応募理由（200字程度）を記入の上、提出。

8. 応募方法 市民課人権・市民交流係へ持参、郵送、メールまたはファクスにより提出

9. 応募期間 令和8年1月1日から1月22日まで

10. 選考方法 委員の選考について、課内において書類選考を基本とし、委員構成を鑑みて決定する。

11. 選考結果の通知 選考結果については、応募された方全員に書面にて通知する。

12. 問い合わせ先

鳥羽市市民課人権・市民交流係

〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

電話：0599-25-1126 FAX：26-4325

鳥羽市男女共同参画審議会委員選考要領

1. 目的

この要領は、鳥羽市男女共同参画審議会委員公募要領に規定する公募による市民の選考に関し、必要なことを定めることを目的とする。

2. 審査会設置

公募市民委員の選考を適正に期するため、男女共同参画審議会委員選考審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

3. 審査会構成

審査会は、男女共同参画担当課長、係長、係員の3名とする。また、男女共同参画担当課長を審査委員長とする。

4. 選考方法

公募市民委員の選考は、応募者から提出された申込書の応募理由を審査会において評価し、評価の高い順に選考する。

5. 評価方法

次の項目について3点（良い）、2点（普通）、1点（劣る）で採点し、合計点が高い者を採用する。

- ・応募動機の明確度（動機が明確で、説得力があること）
- ・作文の構成力（文章の展開、構成がしっかりとなされていること）
- ・積極的、建設的発言の期待度（積極的な発言が期待され、かつ、公平な立場での建設的意見が期待できること）

6. 会議の非公開

審査会の会議内容については、得点を除いて非公開とする。

7. 通知

選考結果については、応募された方全員に書面にて通知する。

8. その他

この要領に定めるもののほか、委員の選考に関し必要な事項は、審査会の協議により定める。